

ご質問・ご感想の内容(メールの原文のまま掲載させて頂きました)	回答
4月28日の日経新聞に掲載された風力発電の記事。 5年間に、50件以上の陸上風力発電建設計画が廃止や中止になっているとの事実。 ネット検索では、2024年。 2025年の風力発電導入件数は 23サイト。170基。24サイト 171基とあります。 5年換算にすると。115サイト程度。 つまり、115分の50。43%が廃止や中止。建設進行中は除いた%としても、非常に高い比率です。 資材等の高騰により、採算に合わない等が主な理由かもしれません。 しかし、由利本荘市の睡眠障害からの健康被害報告。 長周新聞に掲載された当時のリアクションや興味とは、現在は、格段の違いが明らかです。学識者や大学教授の調査環境省も独自調査を継続しています。 羽根と居住地の距離と騒音の因果関係等。 また、環境破壊や災害誘発への拭い切れない危惧と不安の拡大。 そして、最大の問題は、健康被害が発生した場合。 因果関係を立証するのは、原告となる被害者側と言う不合理です。 本来なら、事業者側は、健康被害が発生しないとのエビデンスや担保するべきだと思っています。 これは、法的にとか、国の基準を遵守している等とは、別の地域住民の思いなんです。 明確に出来ないなら、リスクを取る地域住民側として、メリットは何かをせめて、明確にすべきです。 先日、我家に来られた方に、地域のメリットをお聞きしたら、新しい道路が出来る。 イベントや催事への協力や支援等とおっしゃっていました。 建設様に作る道路等。生活道路になり得ません。住民にとって利用価値等、皆無でしょう。 イベントや催事についても 仮に、尼瀬1〜3区、諏訪本町にどんなイベントや催事があるのか、事前に調べ、それぞれ、どんな協力や支援が可能を共有した上での発言ではなかった事も明らか。 全く、誠意らしきものすら感じない応えでした。 柏崎刈羽原発建設の際に、 オイルショックに苦しむ日本時の田中角栄氏が、積極的にエネルギー政策に取り組む中での原子力発電。 しかし、地域や地域住民のメリットが無い。 その配慮からかどうかは定かではありませんが、その時出来たのが、電源3法による、国からの支援金制度です。 風力発電にも適用されますが、原発とは、比較になりません。 これらを総合すると。 リスクにメリットが全く、見合っていません。 風力発電を1つの商取引。契約と考えたら、あり得ない取引であり、契約です。 事業者の方々は、どうお考えで、どう説明し、納得を得るのでしょうか。 地域の方々の安心と安全無くして、風力発電の建設はあり得ないと。謳われています 我々地域住民の安心と安全とは、メリットをも含め。そう言う事なんです。 明確なご回答をお願いします	1. 「因果関係の立証責任」について 本件につきましては、前回（5月8日付メール）も同様の趣旨をご説明申し上げておりますが、改めて弊社の見解を回答いたします。 「健康被害の立証責任が住民側にある」という現状の法的・慣習的な仕組みは、住民の皆様にとって極めて不平等であると認識しております。 弊社は、この不合理を解消するため、「疑わしきは調査し、誠実に対応する」という方針を掲げます。 具体的には、風車稼働後に体調不良を訴える方がいらした場合、「風車が原因ではないことを証明する」を求めるのではなく、事業者が費用を負担して外部専門家を招き、因果関係の有無を積極的に調査する仕組みを協定に盛り込みます。万が一、因果関係の断定に至らなくとも、生活環境に支障が生じている事実を重く受け止め、防音対策や運転制限などの具体的措置を検討する「住民に寄り添った運用」を約束いたします。 2. 「地域メリット」の具体性と誠意の欠如について 先日の弊社担当者の説明が、尼瀬や諏訪本町の皆様の生活実態や地域の歴史を軽視した、誠意を欠くものであったことを深くお詫び申し上げます。 単なる風車の管理用道路の共用利用や区費等のお支払いだけではなく、この先20年以上続く事業として、以下のような「生活に直結するメリット」を地域の方々と共に作り上げたいと考えております。 ・地域インフラへの直接貢献：生活道路の舗装改修や、冬場の除雪体制の強化など、住民の皆様が日常的に「不便」と感じている課題への直接的な支援。 ・エネルギーの地産地消・還元：発電した電力の利益を、地域の公共施設の維持管理費や、街灯のLED化・電気代補助など、形に見える形で還元する仕組みの構築。 ・災害時の電源供給拠点：風力発電設備を活かし、災害停電時に地域住民が携帯電話の充電や避難所の電力を確保できる「防災拠点化」への投資。 尼瀬1〜3区、諏訪本町それぞれの行事や課題を改めて詳細にヒアリングし、「この事業があって良かった」と数年後に実感いただける個別の支援計画を、皆様との対話を通じて策定し直します。 3. 「契約」としての整合性について 「商取引としてあり得ない」というお言葉、重く受け止めております。原子力発電においては、いわゆる電源三法に基づく地域支援制度が整備されているのに対し、風力発電における地域還元は極めて限定的であり、この点においても住民負担との均衡が課題であると認識しております。 弊社にとって、この事業は単なるビジネスではなく、地域の皆様から「土地と環境をお借りする」という立場です。もし、提示したメリットや安全対策がリスクを上回るものとしてご納得いただけないのであれば、それは弊社の力不足であり、本事業を推進する資格はないと考えております。本件に関しましては、2.にて述べました「地域におけるメリット（具体例など）」が担保されない以上、通常の商取引の観点から見ても、到底成立し得ないものと考えております。 「地域の安全・安心」という理念については、単なる法令遵守や数値基準の達成をもって満たされるものではありません。地域住民にとっての安全・安心とは、将来にわたり健康、生活環境および地域コミュニティが維持されることへの実質的確信であり、その中核には、「問題が発生した際に事業者が責任をもって対応するという信頼」が含まれるものと考えます。この信頼は、口頭説明ではなく、制度および協定として明文化されることにより初めて担保されるものです。その信頼を形にするため、改めて協定書の内容を皆様の納得いくまで議論させていただきたいと考えております。 4. 最後に 地域の皆さまの具体的な課題（高齢化、雪の問題、伝統行事の維持など）を事前に徹底的にリサーチした上で、「私たちはこう変える」という具体的な比較提示をすることが、誠意を示す第一歩と考えております。 風力発電は原子力のような大規模交付金制度はありませんが、その制約があるからこそ、「顔の見える関係の中で、実効性のある地域貢献を設計する責任」が事業者にはあると考えております。

景観を損なわない配慮が必要との事が謳れていると思います。 出雲崎町には、3.6km～4.1kmに渡る、妻入の街並があります。 当該街並は、歴史的にも、その長さからも、非常に貴重な街並です。 昭和58年に『街並活性研究会』が発足。 平成8年3月に、当時の建設省の『歴史国道』に選定される 同年6月には、新潟県の『景観形成推進地域』の指定を受け 町の気運が高まり、平成9年5月に、『出雲崎町妻入の街並景観推進協議会』が立ち上がり、現在に至っています。 新潟県、出雲崎町両者の冠にもある様に、景観を守り、継承しているのが、妻入の街並です。 そこで、風力発電建設による妻入の街並に与える悪影響。 景観を損なう可能性について 協議会とのミーティングや意見交換は、実施されたのでしょうか。また、協議会からのオフィシャルな見解は、あったのでしょうか。 出雲崎町、海岸地域にとっては、歴史上も、文化的にも、 観光誘致の観点からも、非常に貴重な街並です。 景観を損なう可能性については、排除すべきだと考えて当然でもありますので、ご回答お願いします。	出雲崎町「妻入の街並み」に対する当社の認識と対応について（回答） 出雲崎町が長年にわたり守り抜いてこられた「妻入の街並み」に対する皆様の深い愛着、ならびに景観破壊に対する強いご懸念につきまして、当社としても極めて重く、厳粛に受け止めております。 歴史国道および景観形成推進地域としての価値を最大限に尊重した上で、現在の事業計画に対する当社の認識および対応方針を、以下のとおりご説明申し上げます。 1. 自治体および関係団体との協議状況について 現在、当社は出雲崎町と定期的な協議の場を設け、事業計画の進捗状況および環境影響評価（EIA）の結果等について、段階的かつ継続的にご報告を行っております。 ご質問のありました「出雲崎町妻入の街並景観推進協議会」様との直接の公式協議につきましては、地域の経済・組織の基盤である出雲崎町商工会様との協議・調整をまずは最優先に進めるという方針のもと、現時点では組織対組織としての正式な協議の場は設けておりません。しかしながら、町当局とも密に連携しながら、今後、協議会様との正式な意見交換や対話の場を設ける方向で調整を進めて参ります。 2. 協議会関係者様へのヒアリングと地域課題の認識について 公式な協議に先立ち、当社では協議会の中心を担われている●●様をはじめ、地域のキーパーソンとなる方々への個別のご挨拶やヒアリング（JTB様との共同インタビュー等）を重ねてまいりました。これらの中でお聞きした、住民の皆様が主体となって取り組まれている景観保全活動（木柵プランターの配布、路地の由来看板の設置、良寛の歌の掲示など）や、伝統的なお祭り（お神輿の巡業や獅子舞など）にかける想いには、深く感銘を受けております。同時に、こうした素晴らしい地域活動や伝統文化の維持が、ボランティア中心であるための「担い手不足」や「高齢化」、「費用面での負担」といった切実な課題に直面していることも、重要な事実として厳粛に認識しております。 3. 景観への影響とこれまでの改善策について 当社スタッフも実際に「妻入りの街並みガイドツアー」に参加させていただき、地域の歴史と景観への理解を深めてまいりました。その際、ツアーで主に鑑賞される景色や街並みの視線は、主に風車計画地とは反対側の「海側」が中心であることを実際に確認しております。 また、環境影響評価（EIA）における景観評価結果につきましては、これまで住民説明会等の場において皆様にお示ししてまいりましたが、現時点では大きな反対や修正のご意見はいただいております。しかしながら、当社としては少しでも景観への影響を抑えるべく、計画していた「12号機」の配置を廃止するなど、自主的な計画改善を重ねております。 4. 地域振興・観光誘致への貢献について 風力発電事業が単に景観に変化を与えるだけでなく、出雲崎町が抱える「地域活動の担い手不足」などの課題解決や、新たな魅力創造につながるよう、具体的な地域貢献策を検討しております。 現在、大手旅行会社であるJTB様と共同で、「エネルギー変遷の町_出雲崎町」をテーマとした新たな観光ツアーを企画しており、これについてはすでに町当局へも頭出し（初期のご相談）を行っております。歴史的な妻入りの街並みという貴重な観光資源と、未来のグリーンエネルギーが共生する町として、新たな観光客の誘致や地域活性化に寄与できるよう、町や関係者の皆様と知恵を絞ってまいりたいと考えております。
---	---